

奈良県ヤングケアラー支援に関する取組方針

令和 4 年 3 月策定

奈良県

令和 5 年 2 月改訂

令和 6 年 4 月改訂

令和 6 年 8 月改訂

令和 7 年 4 月改訂

令和 8 年 7 月改訂

目 次

第1 取組方針の趣旨等	1
1. 取組方針の趣旨	
2. 国の動き	
3. ヤングケアラーの概念と特徴	
第2 ヤングケアラーの現状と課題	3
1. ヤングケアラーに関する実態調査（令和7年度）	
(1) 県内の学校に通う児童生徒を対象とする調査	
(2) 福祉、障害、介護、医療等の支援機関の職員を対象とする調査	
2. ヤングケアラー支援に関する市町村の現状	
3. ヤングケアラー支援に関する課題	
第3 ヤングケアラー支援に関する取組方針	17
1. 基本方針	
2. 推進施策	
(1) 早期発見・把握への支援	
(2) 相談支援体制の充実	
(3) 社会的認知度を高めるための情報発信	
第4 ヤングケアラー支援に関する推進体制	23
第5 評価指標	23
1. 県内の中高生におけるヤングケアラーの認知度	
2. ヤングケアラー相談支援のための窓口を設置している県内市町村数	
別添①「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート	24
別添② ヤングケアラー支援に向けた連携会議設置要領	26

第1 取組方針の趣旨

1. 取組方針の趣旨

ヤングケアラーとは、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等の日常生活上の世話を過度に行っているこども・若者のことを言う。家族の介護や世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったりするなど、本来守られるべきこども自身の権利を侵害されている可能性がある。その結果、勉強がうまくいかない、友人関係がうまく築けないなど、こどもの将来に影響を及ぼすことの懸念が指摘されている。

県では、令和3年6月にこども・教育・介護・福祉分野の庁内関係課で構成する「ヤングケアラー支援に向けた連携会議」（以下「庁内連携会議」という。）を立ち上げ、これまで支援の連携体制づくりや具体的支援策を検討した。

また、県教育委員会は、同月に公立学校の中高生に対し、「ヤングケアラーに関する実態調査」を実施し、ヤングケアラーの認知度、家事や家族の世話の頻度、負担感、出席状況等を把握した。

さらに、県は、市町村の福祉や教育の担当者等を対象とした、「ヤングケアラー支援者養成等研修会」を開催し、ヤングケアラーの課題について共通理解を図るとともに、「ヤングケアラー支援に関する市町村アンケート」を実施し、市町村におけるヤングケアラーへの対応状況や、効果的な支援をするために必要な取組などの意見を求めた。

これら調査結果や庁内連携会議での議論等をふまえ、ヤングケアラーの課題解決に向け、ヤングケアラー支援に関する取組方針として、3つの推進施策と、それぞれにおける具体的取組を整理した。

2. 国の動き

国においては、厚生労働省が平成30年度に要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を対象に、ヤングケアラーの実態に対する調査（「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業））を実施した。その結果、ヤングケアラーという概念を認識していると回答したものは46.7%と約半数にとどまっており、これをふまえ、令和元年7月に都道府県・指定都市・中核市に対して、要対協において、ヤングケアラーの概念を理解し、福祉・介護等の関係部署と連携して、関係機関による支援につなげるなど適切に対応するよう通知を行った。

また、令和2年度には、ヤングケアラーの実態をより正確に把握するため、厚生労働省と文部科学省が連携し、要対協、学校、中学2年生・高校2年生を対象とした全国規模の調査（「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業））を実施した。その結果、世話をしている家族が「いる」と回答したこどもは、中学2年生が5.7%、高校2年生では4.1%となっている。さらに、令和3年度には、小学6年生・大学3年生、一般国民を対象とした全国規模の調査（「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和3年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究事業））を実施した。その結果、家族の世話をしていると回答した小学生が6.5%、大学生では6.2%

となっている。

これらを受け、国において、より一層の関係分野での連携を進めていくため、「ヤングケアラー支援に向けた福祉・医療・介護・教育等のプロジェクトチーム」を立ち上げ、令和3年5月に報告書を取りまとめている。

令和4年度から「ヤングケアラー支援体制強化事業」等により、地方自治体における実態調査、関係機関研修、支援体制構築等の取組、また社会的認知度の向上のため令和4年度から令和6年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取り組み期間」として広報啓発等の取組を推進してきた。しかし、ヤングケアラー支援に関する法制上の位置付けがないことに加え、地方自治体において誰が支援の実施主体として、どのような支援を行うかが明確でなく、地方自治体ごとに、取組の進捗状況や支援内容にばらつきが見られる等の課題があった。

そのため、令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法等が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべきとしてヤングケアラーが明記されたところである。

3. ヤングケアラーの概念と特徴

ヤングケアラーとは、子ども・若者育成支援推進法第2条第7号において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として定義されている。

ヤングケアラーの定義中の「過度に」とは、こども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すものである。支援対象であるかの判断を行うにあたってはその範囲を狭めることのないように十分留意し、一人一人のこども・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえながら、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要である。

また「家族の日常生活上の世話」には、法文上明示されている「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれる。

さらに、支援の対象年齢については、こども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、こども・若者期にヤングケアラーとして家族の世話を担い、こども・若者にとって必要な時間を奪われたことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等その状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得るとされている。

こどもがケアを担う背景には、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況等の様々な要因が考えられる。

また、「家族の状況を知られたくない」「知られることが恥ずかしい」という思いから

表面化しづらく、「家族のケアをすることは当然」という気持ちなどから、自分自身がヤングケアラーである自覚が無い、また、ヤングケアラーの社会的認知度が低いため、周囲の大人も気づきにくいといった特徴がある。

第2 ヤングケアラーの現状と課題

1. ヤングケアラー支援に関する実態調査（令和7年度）

（1）県内の学校に通う児童生徒を対象とする調査

令和7年6～10月に県内の国公立小学校5・6年生（義務教育学校前期課程を含む（21,513人）、県内国公立中学校全生徒（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む）（34,871人）、県内国公立高校生全生徒（中等教育学校後期課程を含む（32,156人）を対象に、「ヤングケアラー支援に関する実態調査」を、情報端末等を用いて回答できるように実施した。回答率・回答数が小学生94.0%（20,221人）、中学生86.7%（30,230人）、高校生82.9%（26,673人）であった。

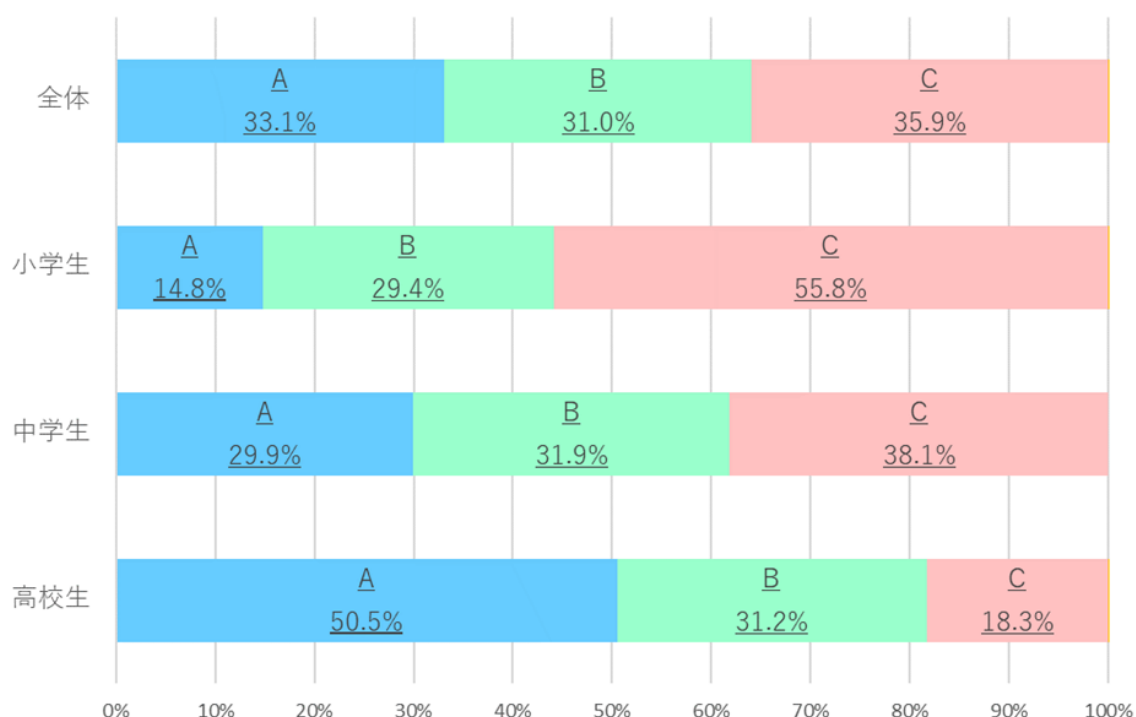
その結果、ヤングケアラーについて「聞いたことがあり、内容を知っている」と回答した小学5・6年生14.8%、中学生29.9%〔前回（R4年度）比9.6ポイント増〕、高校生50.5%〔前回（R4年度）比18.3ポイント増〕であり、「聞いたことがない」と回答した児童生徒は、それぞれ55.8%、38.1%、18.3%であった。

また、家族のための家事や家族の世話をしたことがある児童生徒のうち、その頻度が「ほぼ毎日」・「週に3～5日」（以下、週に3日以上）と回答した児童生徒は、小学生19.4%、中学生17.8%、高校生12.9%であった。家族のための家事や家族の世話を、週3日以上、平日1日あたり3時間以上を行うとしたヤングケアラーと考えられる児童生徒は、小学生520人、中学生で511人、高校生で308人であった。

ヤングケアラーに該当すると思われる児童生徒へは、適宜教員・スクールソーシャルワーカーが面談等を行い、必要に応じて関係機関等と連携するなど、適切な支援につなげている。

〔ヤングケアラーに関する調査結果〕

- ① ヤングケアラーについて、「聞いたことがあり、内容を知っている」と回答した児童生徒は、小学生 14.8%、中学生 29.9%、高校生 50.5%であり、「聞いたことがない」と回答した児童生徒は、それぞれ 55.8%、38.1%、18.3%であった。



A：聞いたことがあり、内容を知っている B：聞いたことがあるが、よく知らない
C：聞いたことがない

校種	人数 (回答率)	無 回答	聞いたことがあり、 内容を知っている	聞いたことがある が、よく知らない	聞いたことがない
全体 R7	77,124人 (100.0%)	6人 0.0%	25,518人 33.1%	23,914人 31.0%	27,686人 35.9%
小学生	20,221人 (100.0%)	5人 0.0%	2,985人 14.8%	5,946人 29.4%	11,285人 55.8%
中学生 R7	30,230人 (100.0%)	0人 0.0%	9,051人 29.9%	9,656人 31.9%	11,523人 38.1%
R4	25,956人	0.0%	20.3%	22.1%	57.6%
高校生 R7	26,673人 (100.0%)	1人 0.0%	13,482人 50.5%	8,312人 31.2%	4,878人 18.3%
R4	15,221人	0.1%	32.2%	31.7%	36.0%

※回答率は小数第2位以下を四捨五入し小数第1位までを表示しているため、合計があわない場合がある。

- ② 家族のための家事や家族の世話をしたことがある児童生徒（小学生 8,646 人、中学生 13,000 人、高校生 9,812 人）のうち、その頻度が「ほぼ毎日」・「週に 3～5 日」（以下、週に 3 日以上）と回答した児童生徒は、小学生が 3,921 人、中学生が 5,360 人、高校生が 3,432 人であり、全体に対する割合はそれぞれ 19.4%、17.8%、12.9%であった。

週に3日以上と回答した児童生徒

小 3,921 人
19.4%

中 5,360 人
17.8%

高 3,432 人
12.9%

全 12,713 人
16.5%

(前回調査：中学生 2,289 人 8.8%、高校生 1,130 人 7.4%)

	小学生		中学生		高校生		全体	
	人数	回答率	人数	回答率	人数	回答率	人数	回答率
全体	20,221 人	100.0%	30,230 人	100.0%	26,673 人	100.0%	77,124 人	100.0%
家族のための家事 や家族のお世話を したことがある	8,646 人	42.8%	13,000 人	43.0%	9,812 人	36.8%	31,458 人	40.8%
無回答	126 人	0.6%	176 人	0.6%	217 人	0.8%	519 人	0.7%
ほぼ毎日	1,986 人	9.8%	2,467 人	8.2%	1,497 人	5.6%	5,950 人	7.7%
週に 3～5 日	1,935 人	9.6%	2,893 人	9.6%	1,935 人	7.3%	6,763 人	8.8%
週に 1～2 日	2,395 人	11.8%	3,658 人	12.1%	2,817 人	10.6%	8,870 人	11.5%
月に数日	2,204 人	10.9%	3,806 人	12.6%	3,346 人	12.5%	9,356 人	12.1%

※回答率は小数第 2 位以下を四捨五入し小数第 1 位までを表示しているため、合計があわない場合がある。

- ③ 週に 3 日以上、家族のための家事や家族の世話をを行っている児童生徒（小学生 3,921 人、中学生 5,360 人、高校生 3,432 人）のうち、平日 1 日あたりの家事や家族の世話をを行う時間について、「3 時間以上 7 時間未満」・「7 時間以上」（以下、平日 3 時間以上）と回答した児童生徒は、小学生 520 人、中学生が 511 人、高校生が 308 人であった。

週に3日以上と回答した児童生徒のうち、平日3時間以上と回答した人数

小 520 人 13.3%

中 511 人 9.6%

高 308 人 9.0%

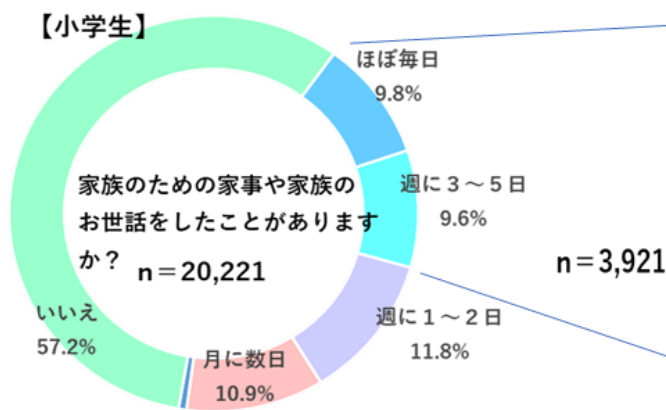
全 1,339 人 10.5%

(前回調査：中学生 9.0% 207人、高校生 8.8% 100人)

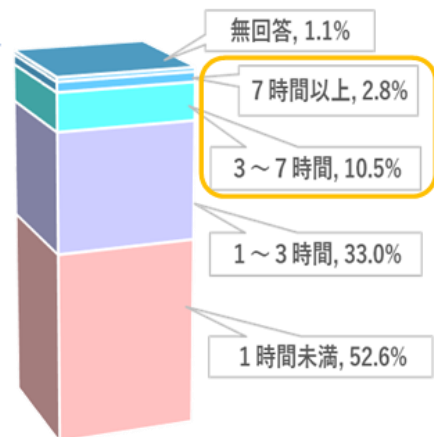
	小学生		中学生		高校生		全体	
	人数	回答率	人数	回答率	人数	回答率	人数	回答率
週に 3 日以上、家族の ための家事や家族のお 世話をしている	3,921 人	100.0%	5,360 人	100.0%	3,432 人	100.0%	12,713 人	100.0%
無回答	45 人	1.1%	44 人	0.8%	26 人	0.8%	115 人	0.9%
7 時間以上	109 人	2.8%	111 人	2.1%	61 人	1.8%	281 人	2.2%
3 時間以上 7 時間未満	411 人	10.5%	400 人	7.5%	247 人	7.2%	1,058 人	8.3%
1 時間以上 3 時間未満	1,293 人	33.0%	1,659 人	31.0%	1,110 人	32.3%	4,062 人	32.0%
1 時間未満	2,063 人	52.6%	3,146 人	58.7%	1,988 人	57.9%	7,197 人	56.6%

※回答率は小数第 2 位以下を四捨五入し小数第 1 位までを表示しているため、合計があわない場合がある。

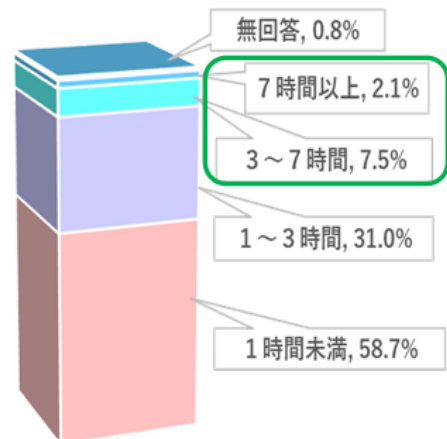
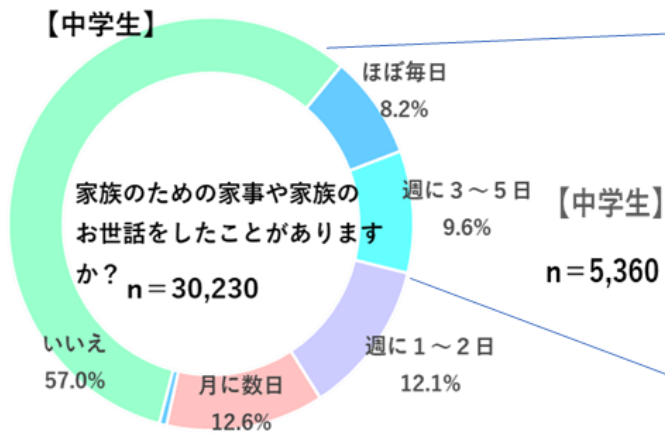
週あたりのケアの日数



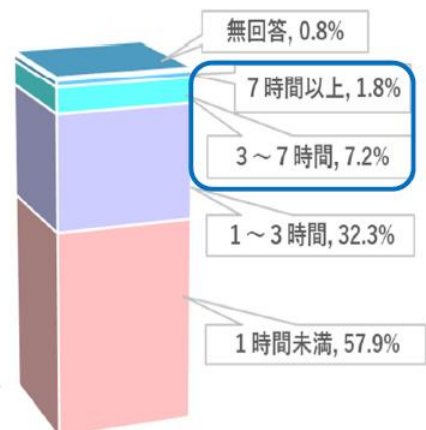
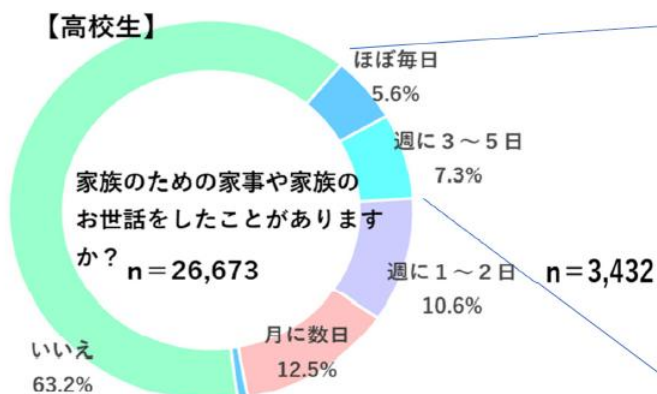
平日一日あたりのケアの時間数



【中学生】



【高校生】



④ 週3日以上かつ平日3時間以上、家事や家族の世話を行っている児童生徒（小学生520人、中学生511人、高校生308人）の家事等のうち、家族のための家事や家族の世話の内容に関して最も多かったのが小学生、中学生、高校生とも「料理・掃除・洗濯などの家事」、次いで「幼いきょうだいのお世話や見守り」であった。

対象児童生徒の回答（複数回答可）の上位5項目

〔小学生〕

	家事や家族の世話の内容	回答数	割合
1	料理・掃除・洗濯などの家事	381	73.3%
2	幼いきょうだいのお世話や見守り	301	57.9%
3	家族のいろいろな気持ちを聞き、心のサポートをすること	142	27.3%
4	障がいや病気のあるきょうだい・家族のお世話や見守り	90	17.3%
5	ひとりでは外出が難しい家族の付き添い	84	16.2%

n=520

〔中学生〕

	家事や家族の世話の内容	回答数	割合
1	料理・掃除・洗濯などの家事	446	87.3%
2	幼いきょうだいのお世話や見守り	298	58.3%
3	ひとりでは外出が難しい家族の付き添い	144	28.2%
4	家族のいろいろな気持ちを聞き、心のサポートをすること	121	23.7%
5	障がいや病気のあるきょうだい・家族のお世話や見守り	81	15.9%

n=511

〔高校生〕

	家事や家族の世話の内容	回答数	割合
1	料理・掃除・洗濯などの家事	264	85.7%
2	幼いきょうだいのお世話や見守り	152	49.4%
3	家族のいろいろな気持ちを聞き、心のサポートをすること	92	29.9%
4	ひとりでは外出が難しい家族の付き添い	76	24.7%
5	家計を助けるためのアルバイトや家業の手伝い	60	19.5%

n=308

(2) 福祉、障害、介護、医療等の支援機関の職員を対象とする調査

令和7年7～9月に福祉、障害、介護、医療等の支援機関の職員 6,913 施設等を対象に、「ヤングケアラー支援に関する実態調査」を、紙またはWEB回答により実施した。回答率・回答数が 37.3% (2,577 件) であった。

その結果、ヤングケアラーについて「知っており、理解もしている」と回答した施設は、全体で 83.9% (2,161 件) であり、「言葉は聞いたことがあるが具体的には知らない」と回答した施設は 14.0% (361 件) であった。

また、支援機関で把握しているヤングケアラー（疑いを含む）として、240 件の報告があり、そのうちケアの頻度、ケアの時間について「週3日以上」であり「1日あたり3時間以上」と回答したケースは 89 件であった。

調査により報告されたケースについては、県ヤングケアラー・コーディネーターが支援機関へのヒアリングを実施している。

[参考]

対象：福祉、障害、介護、医療等の支援機関の職員 6,913 施設等へ配布

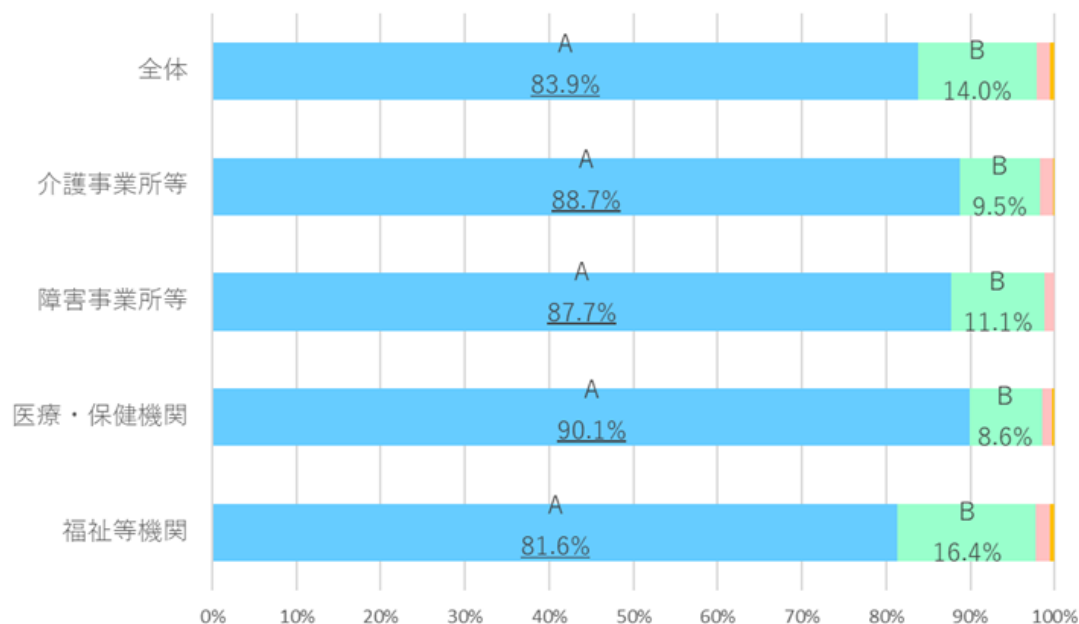
【内訳】

障害【障害者相談支援事業所、指定障害福祉サービス事業所、 身体障害者・知的障害者更生相談所】	2,746 施設
介護【指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、訪問看護事業所】	834 施設
医療【病院(地域連携担当部署)、病院・診療所（精神保健担当部署）、 精神保健福祉センター、保健所】	153 施設
福祉等【民生委員・児童委員、生活困窮者自立相談支援機関、 市町村社会福祉協議会、こども食堂等】	3,180 施設等

〔ヤングケアラーに関する調査結果〕

- ① ヤングケアラーについて、「知っており、理解もしている」と回答した施設は、全体で83.9%であり、施設種別ごとにみると介護事業所等が88.7%、障害事業所等が87.7%、医療・保健機関が90.1%、福祉等機関が81.6%であった。

< 認知度 >



A : 聞いたことがあり、内容を知っている

B : 聞いたことがあるが、よく知らない

C : 聞いたことがない

D : 無回答

種別	件数 (回答率)	無回答	知っており、 理解もしている	言葉は聞いたことがある が、具体的には知らない	言葉を 知らない
全体	2,577 件 (100.0%)	15 件 0.6%	2,161 件 83.9%	361 件 14.0%	40 件 1.6%
介護	494 件 (100.0%)	1 件 0.2%	438 件 88.7%	47 件 9.5%	8 件 1.6%
障害	407 件 (100.0%)	0 件 0.0%	357 件 87.7%	45 件 11.1%	5 件 1.2%
医療・保健	81 件 (100.0%)	0 件 0.0%	73 件 90.1%	7 件 8.6%	1 件 1.2%
福祉等	1,524 件 (100.0%)	5 件 0.3%	1,243 件 81.6%	250 件 16.4%	26 件 1.7%
無回答	78 件 (100.0%)	9 件 11.5%	56 件 71.8%	13 件 16.7%	0 件 0.0%

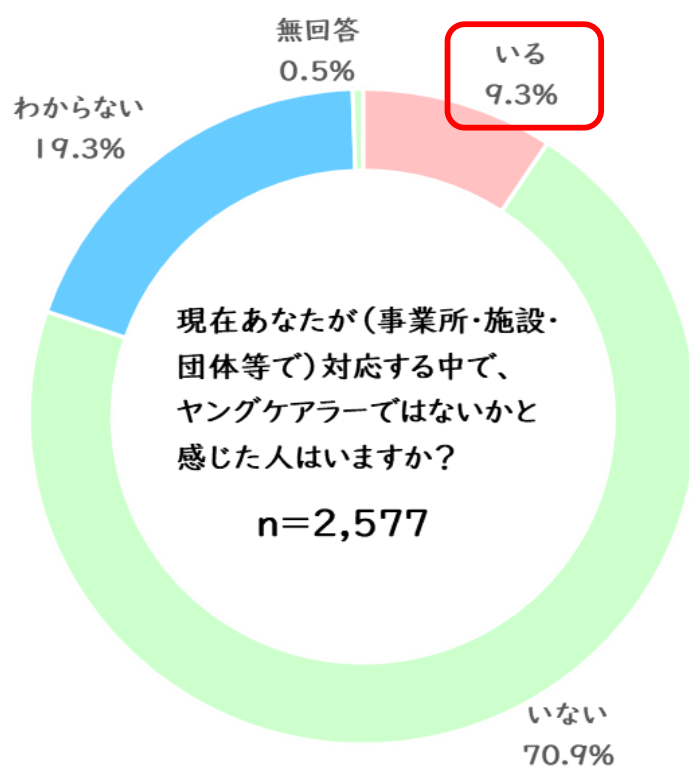
※回答率は小数第2位以下を四捨五入し小数第1位までを表示しているため、合計があわない場合がある。

※1回答で複数の種別を選択している場合は、各々カウントしている。

(同一種別内の回答は、重複していないため、1ページ目の回答数とは合わない。)

- ② ヤングケアラー（疑いを含む）と感じる人の把握状況については、回答施設等（2,577 施設等）のうち、9.3%（240 件）であった。

<把握状況>



③ ヤングケアラー（疑いを含む）と感じる人として各施設で把握しているヤングケアラーで、ケアの頻度について「ほぼ毎日行っているように思われる」または「たまにケアを行っているように思われる」と回答したケース（308件）のうち、その頻度が「週に5日以上」・「週に3～5日」（以下、週に3日以上）と回答したケースは、10代未満が16件、10代が100件、20代が51件、30代が43件、全体が214件（年齢無回答を含む）であり、全体に対する割合はそれぞれ47.1%、50.0%、51.6%、64.1%、51.9%であった。

週に3日以上と回答した件数

10代未満 16件 47.1%	10代 100件 50.0%	20代 51件 51.6%	30代 43件 64.1%	全体 214件 51.9%
----------------------------	---------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

	10代未満		10代		20代		30代		無回答		全体	
	件数	回答率	件数	回答率	件数	回答率	件数	回答率	件数	回答率	件数	回答率
全体	34件	100.0%	200件	100.0%	99件	100.0%	67件	100.0%	12件	100.0%	412件	100.0%
「ほぼ毎日行っているように思われる」または「たまにケアを行っているように思われる」と回答したケース	19件	55.9%	150件	75.0%	75件	75.8%	57件	85.1%	7件	58.3%	308件	74.8%
無回答	2件	5.9%	37件	18.5%	17件	17.2%	6件	9.0%	2件	16.7%	64件	15.5%
週に5日以上	14件	41.2%	77件	38.5%	45件	45.5%	36件	53.7%	4件	33.3%	176件	42.7%
週に3～5日	2件	5.9%	23件	11.5%	6件	6.1%	7件	10.4%	0件	0.0%	38件	9.2%
週に1～2日	1件	2.9%	13件	6.5%	7件	7.1%	8件	11.9%	1件	8.3%	30件	7.3%

- ④ 週に3日以上、ケアを行っているケース（10歳未満16件、10代100件、20代51件、30代43件、全体214件）のうち、1日あたりのケアを行う時間について、「3時間以上7時間未満」・「7時間以上」（以下、1日3時間以上）と回答したケースは、10歳未満6件、10代40件、20代19件、30代22件、全体89件であった。

週に3日以上と回答したケースのうち、1日3時間以上と回答した件数

10歳未満 6件 37.5%	10代 40件 40.0%	20代 19件 37.2%	30代 22件 51.2%	全体 89件 41.6%
---------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------

	10歳未満		10代		20代		30代		無回答		全体	
	件数	回答率	件数	回答率	件数	回答率	件数	回答率	件数	回答率	件数	回答率
週に3日以上、ケアをしている。	16件	100.0%	100件	100.0%	51件	100.0%	43件	100.0%	4件	100.0%	214件	100.0%
無回答	1件	6.3%	11件	11.0%	17件	33.3%	5件	11.6%	0件	0.9%	34件	15.9%
7時間以上	4件	25.0%	9件	9.0%	7件	13.7%	6件	14.0%	1件	25.0%	27件	12.6%
3時間以上 7時間未満	2件	12.5%	31件	31.0%	12件	23.5%	16件	37.2%	1件	25.0%	62件	29.0%
1時間以上 3時間未満	8件	50.0%	48件	48.0%	15件	29.4%	16件	37.2%	2件	50.0%	89件	41.6%
1時間未満	1件	6.3%	1件	1.0%	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%	2件	0.9%

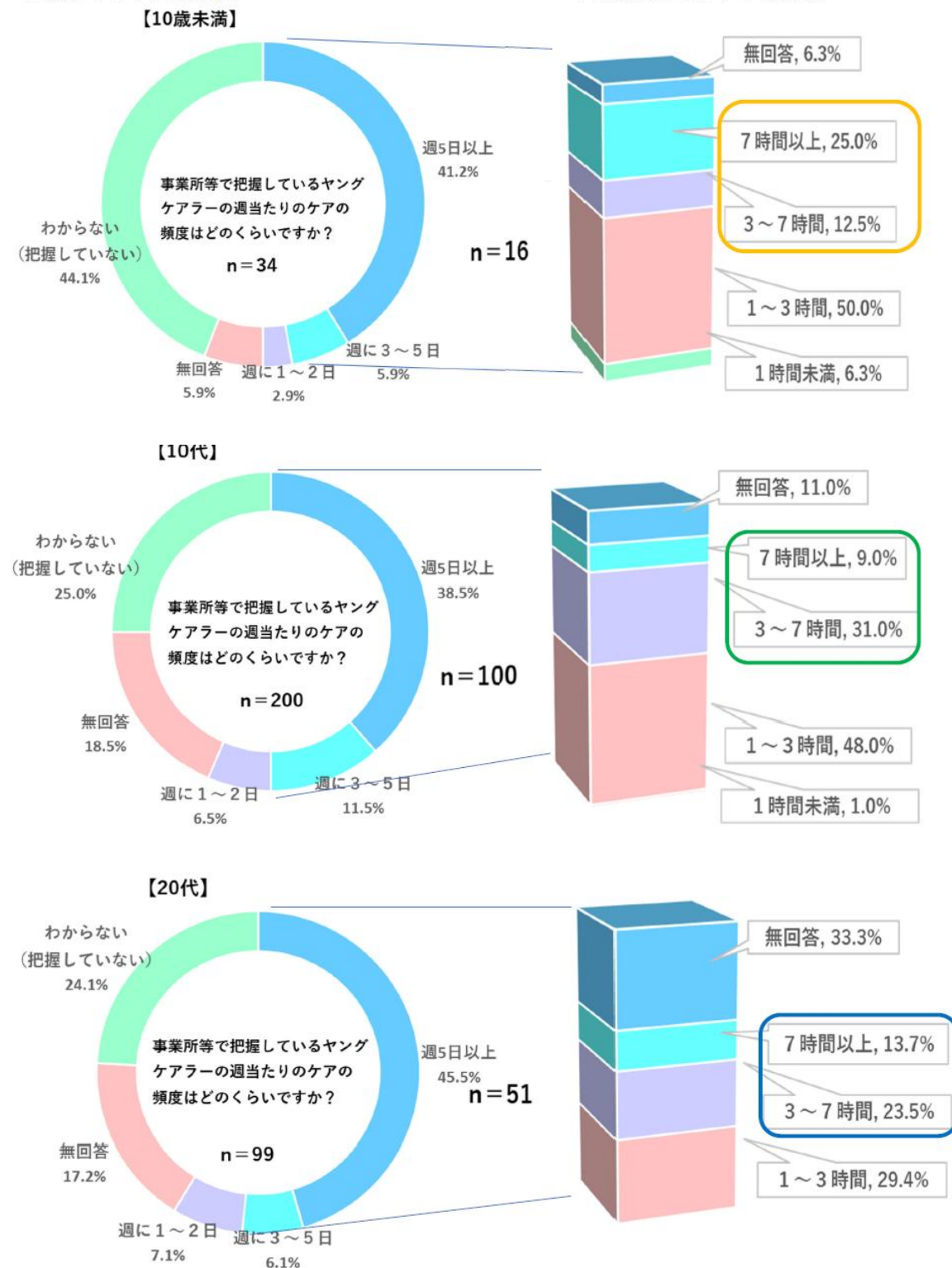
※回答率は小数第2位以下を四捨五入し小数第1位までを表示しているため、合計があわない場合がある。

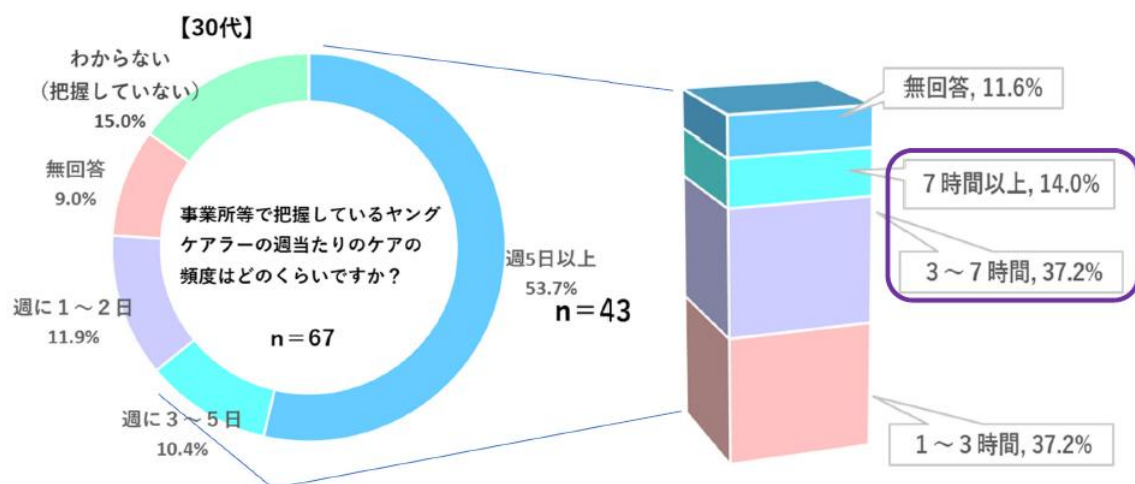
- ⑤ 週に3日以上、ケアを行っているケース（10歳未満16件、10代100件、20代51件、30代43件、全体214件）のうち、1日あたりのケアを行う時間について、「3時間以上7時間未満」・「7時間以上」（以下、1日3時間以上）と回答したケースは、10歳未満6件、10代40件、20代19件、30代22件、全体89件であった。

<ケアの頻度を把握しているケース>

週あたりのケアの日数

1日あたりのケアの時間数





※回答率は小数第2位以下を四捨五入し小数第1位までを表示しているため、合計があわない場合がある。

- ⑥ 週に3日以上かつ1日3時間以上、ケアを行っているケース（10歳未満6件、10代40件、20代19件、30代22件）のうち、ケアの内容に関して最も多かったのが10代未満、10代、20代では「家事（料理、掃除、洗濯、買い物など）」であったが、30代では「医療的な世話（病院への付き添い、服薬管理、たんの吸引など）」であった。

対象ケースの回答（「その他」を除く） ※複数回答可

〔10歳未満〕

	家事や家族の世話の内容	回答数	割合
1	家事（料理、掃除、洗濯、買い物など）	3	50.0%
1	きょうだいの世話（生活の手助け、見守り、遊び相手、保育所の送迎）	3	50.0%
3	身体的介護（衣服の着脱、食事・入浴・排泄の介助、体拭き、移動の介助など）	1	16.7%
3	医療的な世話（病院への付き添い、服薬管理、たんの吸引など）	1	16.7%

n=6

〔10代〕

	家事や家族の世話の内容	回答数	割合
1	家事（料理、掃除、洗濯、買い物など）	31	77.5%
2	きょうだいの世話（生活の手助け、見守り、遊び相手、保育所の送迎）	25	62.5%
3	身体的介護（衣服の着脱、食事・入浴・排泄の介助、体拭き、移動の介助など）	20	50.0%
4	医療的な世話（病院への付き添い、服薬管理、たんの吸引など）	11	27.5%
5	金銭管理（各種料金の支払い、ATMの管理）	5	12.5%

n=40

〔20代〕

	家事や家族の世話の内容	回答数	割合
1	家事（料理、掃除、洗濯、買い物など）	18	94.7%
2	身体的介護（衣服の着脱、食事・入浴・排泄の介助、体拭き、移動の介助など）	11	57.9%
3	金銭管理（各種料金の支払い、ATMの管理）	9	47.4%
4	医療的な世話（病院への付き添い、服薬管理、たんの吸引など）	7	36.8%
5	きょうだいの世話（生活の手助け、見守り、遊び相手、保育所の送迎）	3	15.8%

n=19

〔30代〕

	家事や家族の世話の内容	回答数	割合
1	医療的な世話（病院への付き添い、服薬管理、たんの吸引など）	19	86.4%
2	家事（料理、掃除、洗濯、買い物など）	16	72.7%
2	身体的介護（衣服の着脱、食事・入浴・排泄の介助、体拭き、移動の介助など）	16	72.7%
4	金銭管理（各種料金の支払い、ATMの管理）	10	45.5%
5	きょうだいの世話（生活の手助け、見守り、遊び相手、保育所の送迎）	2	9.1%

n=22

2. ヤングケアラー支援に関する市町村の現状

令和3年11月に、県内全39市町村に設置されている市町村要対協を対象に実施した「ヤングケアラー支援に関する市町村アンケート」において、効果的なヤングケアラー支援を進めていくには、こどもの権利を守るという視点に立った取組、早期発見のための関係機関との連携強化、こどもやその家庭との関係性の構築などが必要との回答があった。

また、令和7年5月時点で、ヤングケアラー相談に対応可能な窓口は33市町村で設置しており、ヤングケアラー・コーディネーターを配置している市町村は1市のみである。

3. ヤングケアラー支援に関する課題

(1) ヤングケアラーの認知度の低さや理解の不足が、早期発見の支障になるため、認知度の向上が必要。

- ・令和7年度 県調査（福祉、障害、介護、医療等の支援機関の職員 対象）では、ヤングケアラーの発見や支援が進まない原因として、「ヤングケアラー本人やその家族、周りの人に「ヤングケアラー」という認識がない」という回答が多かった。これは、ヤングケアラー本人や家族が、十分に認識できていないこと、また、周りの人もヤングケアラーの存在に気付かないことにより、早期発見や必要な支援に繋がっていないと考えられる。

(2) ヤングケアラーは表面化しにくいいため、教育や介護等の各分野でこどもやその家庭に関わりを持つ支援者が、ヤングケアラーを早期に発見する気づきの視点を持ち、家庭が必要とする支援に結びつけることが必要

- ・令和7年度 県調査（福祉、障害、介護、医療等の支援機関の職員 対象）では、ヤングケアラーの発見や支援が進まない原因として、「家庭内のことで問題が表に出にくく、実態把握が難しい」や「家庭内の問題を他人へ相談することや家族以外の支援機関による支援を受けることに戸惑いや抵抗感を抱いている」という回答が多かった。これは、ヤングケアラーが家庭内のデリケートな問題であり、行政や支援機関、周囲の人に相談しづらいことで、実態把握が難しくなっていると考えられる。

(3) ヤングケアラーが一人で不安や負担を抱え込むことがないよう、気軽に相談できる身近な地域での相談拠点・仲間と交流できる居場所づくりが必要

- ・令和7年度 県調査（福祉、障害、介護、医療等の支援機関の職員 対象）では、今後、ヤングケアラー支援を充実させるために行政が取り組むべきこととして、「ヤングケアラー本人やその家族、周りの人が相談できるなど窓口の設置」という回答が多く、また、「ヤングケアラー同士が悩みや不安を共有できる機会（オンラインサロンやピアサポート等）を増やすこと」という回答も見られた。これは、家庭内のデリケートな問題であることから、ケアや自身の将来に関して、友人や周囲の人に相談できずにいるヤングケアラーが、一人で不安や負担を抱え込むことがないよう、気軽に相談できる身近な場所、同じ悩みや不安、経験を持つ仲間と交流できる地域の居場所の必要性が示されている。

第3 ヤングケアラー支援に関する取組方針

1. 基本方針

ヤングケアラーが抱える不安やケア負担を軽減・解消し、学びや遊びなどを通して健やかに育つ、本来、こどもが有している権利を守るため、ヤングケアラーを関係機関等が連携して早期発見・把握し、適切な支援につなげ、必要な支援を継続的に行うよう取組を推進する。特に支援の必要性、緊急性が高い者を特定し、優先的に支援を展開していく。

2. 推進施策

(1) 社会的認知度を高めるための情報発信

ヤングケアラーに対する社会全体の認知度向上と正しい知識や理解の促進を図ることとで、ヤングケアラー本人やその家族が「ヤングケアラー」であることを認識し、主体的に行政や支援団体等の支援を受けられるようになるとともに、地域でのこどもの見守り力を高め、早期発見を含むヤングケアラー支援につなげる。

<具体的取組>

① 学校等における周知・啓発

- ・県高等学校等生徒会連絡会がヤングケアラーの認知度向上のための動画を作成し、県内の小中高生がアクセスできる「子ども支援サイト」に掲載（令和5年度）
- ・ヤングケアラーを含めこどものための相談窓口を記載したカードの配布（令和6年度）
- ・ヤングケアラーの把握と早期発見、児童生徒の認知度向上及び学校の対応力向上を図るため、児童生徒用のリーフレット、教員向け指導資料を県内学校へ配布（令和7年度）

② 広報誌・SNS等による発信

- ・令和7年度 県調査（福祉、障害、介護、医療等の支援機関の職員 対象）では、今後、ヤングケアラー支援を充実させるために行政が取り組むべきこととして、「ヤングケアラー本人やその家族、周りの人が、ヤングケアラーについて知ること」「社会全体でヤングケアラーの認知度を高めること」という回答が多かった。そのため、県内での認知度を高めていくためには、県民一人ひとりにヤングケアラーについての正しい知識や情報を伝えていくことが必要である。このため、商業施設等における啓発ポスター等の掲示、県や市町村の広報誌、SNS等を活用したヤングケアラーについての情報発信などを行う。

③ 子育て関係団体等と連携した情報発信

- ・日頃から地域の子育て支援に関わる団体等に対して、ヤングケアラーについての情報提供を行い、支援者のこどもがヤングケアラーではないかという視点を持ちながら、こどもや家庭に関わっていただくことで、地域のこどもの見守り力強化につなげる。

また、団体等が持つネットワークを活用し、利用者等へのヤングケアラーの理解促進を図ることで、地域での効果的なヤングケアラーの認知度向上につなげる。

(2) 早期発見・把握への支援

日常的にこどもや家庭と関わる機会の多いこども・教育・介護・福祉等の支援者がヤングケアラーの概念や特徴を正しく理解し、気づきの視点を持ちながら接することで早期発見・把握につなげる。

＜具体的取組＞

① 教員への研修実施

- ・教員に対してはヤングケアラーの早期発見・把握に関する啓発を継続的に実施する。
- ・市町村や県立高校に、スクールソーシャルワーカーを定期的に派遣しているが、ヤングケアラーが疑われるケースに関しては、原則、市町村要対協やこども家庭センターに相談するよう、関係機関との連携を強化し対応する。

② こどもが一人で負担を抱え込まないような教育現場での働きかけ

- ・ケア負担の蓄積や孤立感等は、学習面の遅れや遅刻・不登校にも繋がる要因となることから、こどもが自らの状況を周囲の友人や大人に話せず、一人で負担を抱え込んでしまうことがないように、教育現場において、ヤングケアラーやSOSの出し方について学ぶ機会を設ける。
- ・こどもへの周知に関しては、令和4年度以降に全校種において1人1台端末環境が整備されていることから、パソコンを活用した周知の方法を検討する。
- ・こどもが相談したくなった時に気軽に相談ができるよう、メールやSNS等の相談窓口、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー、その他相談支援に携わる教員等の校内支援者に関する情報の周知を行う。

③ 市町村要対協等の職員に対する研修実施・情報提供

- ・市町村要対協で支援に関するアセスメントを行う段階でヤングケアラーを把握した場合、市町村関係課、学校、介護、障害、医療等、関係機関と連携を取り、

家族全体の状況を共有したうえで支援方針等を検討し、継続的に支援することが必要である。

また、よりきめ細かな支援・連携を要するケースについては、関係機関が一堂に会する個別ケース検討会議の開催についても検討することが望ましい。

- ・ヤングケアラーの早期発見の観点から、市町村要対協で受理したケースをアセスメントする際、要支援・要保護児童に該当するか否かだけではなく、ヤングケアラーではないかという視点も同時に併せ持ってアセスメントをすることが必要である。

このため、県は、支援機関向けマニュアルを作成し、市町村要対協等、こどもやその家族と関わる機会の多い職員と共有するとともに、支援機関向けマニュアルの活用に関する研修を実施し、対応力向上につなげる。

この際、国の「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン案」で示されているアセスメントシート（別添①参照）の活用が望ましいとされていることから、このアセスメントシートを支援機関向けマニュアルに盛り込み、これらの活用を市町村要対協に促す。

④ 介護や福祉等の専門職に対する研修実施や支援マニュアルの配布等

- ・ヤングケアラーを把握するにあたっては、こども本人にその認識がない場合が多いことから、介護や福祉等に関わる専門職が、ケアニーズをアセスメントする際に、誰がケアの担い手になっているかを把握することが求められている。
- ・令和7年度 県調査（福祉、障害、介護、医療等の支援機関の職員 対象）では、ヤングケアラーの発見や支援が進まない課題として、「支援機関等において、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している」「支援機関等において、どのようなケースをヤングケアラーとみなすか判断が難しい」「支援機関等において、どのように関わり、支援すればよいか分からない」との回答があり、ヤングケアラー本人やその家族と接する機会が多いと考えられる支援機関の職員において、ヤングケアラーに関する基本的な理解や把握した場合の関わり方や支援の方法について課題があることが分かった。

また、今後、ヤングケアラー支援を充実させるために行政が取り組むべきこととして、「支援機関がヤングケアラーについて正しく理解すること」「支援機関等を対象とした早期発見を促すための研修の実施」「支援マニュアルなどを作成し、それに基づき関係機関が支援を行うこと」などの回答があった。

- ・このため、県は、市町村と連携して、ヤングケアラーの概念や特徴、ヤングケアラー発見のための着眼点、関係機関等との連携方法、対応する際に配慮すべき事項等を学ぶ研修の実施等を推進する。
- ・介護や福祉等に関わる専門職が、ヤングケアラーが疑われるケースを発見した場合に、こどもの気持ちに寄り添いながら家族を支援することができるよう、県は、適切な情報共有や関係者間の円滑な連携方法等に関する事例検討会など支援者を対象とした研修会の開催を支援する。
- ・さらに、支援機関の職員等が、各々の活動において、支援が必要なヤングケアラーを早期に発見・把握し、多機関・多職種連携の視点を持って適切な支援につなげられるように、実務において活用できる支援マニュアルを作成し、配布する。

⑤ 支援対象となるヤングケアラーを把握するための調査実施

- ・県や市町村において、支援を必要とするヤングケアラーを把握し、具体的な支援につなげるため、学校や支援機関等を通じた実態調査を定期的に行うことが必要となる。
- ・また、支援機関については、奈良スーパーアプリを活用し随時報告できる報告フォームを作成・提供していくことで随時実態調査を行っていく。
- ・それらの調査により把握したヤングケアラーに対しては、学校においては教員・スクールソーシャルワーカーによる面談等、支援機関を通じた調査においては、ヤングケアラー・コーディネーターによる支援機関へのヒアリング等を行い、必要に応じて関係機関等と連携するなど、適切な支援につなげていくことが重要である。

（３）相談支援体制の充実

市町村及び学校等での相談窓口の設置や連携支援、身近な地域での居場所づくりを促進することで、ヤングケアラーが気軽に相談できる体制を整備するとともに、本人やその家庭に寄り添ったきめ細かな支援につなげる。

＜具体的取組＞

① 市町村及び市町村教育委員会（学校）の相談窓口の設置促進

- ・ヤングケアラーについては、支援が必要であっても表面化しにくい特徴があり、また、具体的な支援策につなぐための窓口が明確になっていないため、ヤングケアラーについて相談できる窓口の設置が必要である。

相談窓口は、住民に最も身近な市町村において設置し、ヤングケアラーである子どもやその家族に寄り添いながら、福祉サービス等の必要な支援につなげることが大切である。窓口設置場所としては、子育て相談の専門員が配置されている市町村要対協や子ども家庭センターなどが考えられる。

このため、市町村において対応窓口の設置が促進されるよう、市町村との会議や担当者に対する研修等を通じて、窓口設置について継続的に働きかけていく。

② 市町村子ども家庭センターにおける取組への支援及び市町村子ども家庭センターと

市町村教育委員会（学校）の連携の推進

- ・18歳未満のヤングケアラーである児童のうち、要支援児童等に該当する児童については、市町村の子ども家庭センター等においてサポートプランを作成し、包括的かつ計画的な支援を行う必要がある。また、要支援児童等に該当しない場合であっても、一人一人の児童の置かれた状況や本人の受け止めに応じサポートプランを作成するなどし、具体的な支援等について検討することが必要である。

市町村子ども家庭センターでアセスメントを行う段階でヤングケアラーを把握

した場合、市町村関係課、学校、介護、障害、医療等、関係機関と連携を取り、家族全体の状況を共有したうえで支援方針等を検討し、継続的に支援することが必要である。

また、市町村要対協の要支援・要保護児童にも該当する疑いのあるケースについては、きめ細かに市町村要対協と情報を共有することが必要である。

このため、県において市町村こども家庭センターの設置を促す機会や支援拠点の担当者に対する研修等を活用し、ヤングケアラー支援に関する情報共有を継続的に行っていく。

なお、18 歳以上のヤングケアラーである若者に関しては、年齢による切れ目なく支援を行うことが重要であり、支援を行いうる体制を市町村としても整備することが必要である。

- ・市町村のその他の窓口で相談を受ける場合においても、様々な課題を抱える家庭の状況に応じた適切な支援につなげていくことができるよう、包括的な相談支援体制が必要である。

このため、各窓口において適切な対応ができるよう、県から市町村への情報提供などにより支援する。

- ・また、学校は、児童生徒と日常的に接する場であることから、登校状況や生活態度の変化等、児童生徒の些細な変化に気づくことが可能であり、ヤングケアラーの早期発見・把握等で特に重要な役割を担っている。ヤングケアラーとその家庭に必要な支援につなぐためには、学校等だけで課題を抱えることなく、市町村要対協やこども家庭センター等のヤングケアラー支援担当部署と連携することが重要である。

そのため、市町村ヤングケアラー担当部署と市町村教育委員会（学校）との間で円滑に連携を図り、適切に支援できるよう、会議や担当者に対する研修等を通して働きかけを行っていく。

③ 県及び県教育委員会の相談窓口における広域支援

- ・県教育委員会では、令和 3 年 6 月に県内の学校に通う児童生徒を対象にヤングケアラー専用メール相談窓口「young-mirai@e-net.nara.jp」を開設した。その他、メール相談「悩みならメール」、LINE 相談「なら Cocoro ライン」、電話教育相談「あすなるダイヤル」等、各種相談窓口を設置して対応する。

- ・特に若者（18 歳以上）の世代は活動圏域が広域になること等を踏まえ、主に県において、①オンライン等の若者がアクセスしやすい方法も取り入れながら、個々の若者の相談に応じ、その状況やニーズ・課題の整理の支援や、②それを踏まえた必要な支援に向けた市区町村へのつなぎや、③精神的なケアなどの専門的な相談支援やピアサポート等を行いうる体制整備を進める。

- ・県では、相談窓口や調査により発見・把握したヤングケアラーについて、市町村や各支援団対等へ支援につなぐため、令和 7 年 7 月に「ヤングケアラー・コーデ

イネーター」を配置し、奈良県ヤングケアラー相談窓口を開設し、県内に在住しているヤングケアラー本人やその家族、支援者を対象に LINE や電話による相談を受け付けしている。引き続き、学校や支援機関等の関係機関と連携を図りながらヤングケアラーであるこどもの早期発見へとつなげる。

④ こどもや家庭の相談の場となる地域の社会資源における支援

- ・民生委員・児童委員は、住民を支える身近な相談相手として、地域で孤立しがちな家庭の把握や見守り、生活相談に対する助言や必要なサービスにつなげるなどの役割を担っており、日常の活動の中で、ヤングケアラーへの支援が期待できる。

また、こども食堂、宅食サービス、学習支援等の社会活動を実施する中で、利用者であるこどもから悩みや不安を聞いたり、相談を受ける場面もあり、これらの社会活動はこどもの相談先としての役割も担っている。

このため、当該社会活動の実施者や支援者に対し、こどもや家庭の支援・見守りを行う中で、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な関係機関につなげることができるよう、ヤングケアラーの概念や特徴、支援の窓口等について周知していく。

⑤ NPO法人等の民間団体による地域での居場所づくりの促進

- ・行政の相談窓口とは別に、ヤングケアラーの当事者同士が集い、悩みを分かち合い、気軽に相談や意見交換ができるよう、ピアサポートやオンラインサロンなどを活動として行う地域の居場所づくりが必要である。NPO団体等の民間団体において、このような活動が進んでいくよう、地域の居場所の立ち上げや運営等を行う団体等の活動促進を図っていく。

⑥ 福祉サービスへの円滑なつなぎ

- ・ヤングケアラーがいる家庭に対して、利用できる支援制度の周知や利用手続きをわかりやすく説明するなど、関係機関等と連携して、ヤングケアラーやその家族を社会的に孤立させることなく、適切なサービスにつなげることができるよう包括的に支援することが求められる。

このため、こどもやケアを必要とする家族がどのような生活を望んでいるかを把握し、ヤングケアラーの負担等に配慮しつつ適切な支援につなげることができるよう、関係機関等における各種相談窓口の相談員や専門職等を対象とした研修会等の機会を通じて周知を行う。

第4 ヤングケアラー支援に関する推進体制

ヤングケアラーの早期発見と関係機関の効果的な連携による支援につなげるため、県は、庁内連携会議を定期的開催し、情報共有や取組の充実に向けた検討を行う。

また、本取組方針の推進にあたっては、ヤングケアラーやその家族を孤立させず、社会全体で見守り支援することができるよう、市町村や関係機関・関係団体等と密接に連

携を図りながら、取組を推進する。

＜具体的取組＞

- ・ 各分野の課題や取組方針、取組状況等の共有
- ・ 県内の小学・中学・高校生や支援機関等を対象とした実態調査の実施
- ・ 市町村要対協等の職員、介護や福祉等の専門職に対する研修実施

第5 評価指標

1. 県内の児童生徒におけるヤングケアラーの認知度

- ヤングケアラーについて聞いたことがあり、内容を知っている児童生徒の割合
- | | |
|---------|---------------------------|
| 小学5～6年生 | 14.8%（令和7年度）→ 25%（令和11年度） |
| 中学生 | 29.9%（令和7年度）→ 50%（令和11年度） |
| 高校生 | 50.5%（令和7年度）→ 70%（令和11年度） |
- ※評価指標については、今後の実態をふまえて見直しを検討

2. ヤングケアラー相談支援のための窓口を設置している県内市町村数

（こども家庭センターを含む）

- 33市町村（令和7年度）→ 39市町村（令和11年度）

「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート

各自治体等で通直加工しながらご自由にお使いください

別添①

0. 子ども本人の基本情報

性別 ☐ 男 ☐ 女 ☐ その他 () 年齢 () 歳

要対協登録 種別

初回作成日 年 月 日
最終更新日

ヤングケアラーとは

「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っている子ども」のことをいいます。

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか - 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見するために

① 健康に生きる権利

☐ 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない ★
☐ 精神的な不安定さがある ★
☐ 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする） ★
(その他の気になる点)
☐ 表情が乏しい
☐ 家族に関する不安や悩みを口にしている
☐ 将来に対する不安や悩みを口にしている
☐ 極端に痩せている、痩せてきた
☐ 極端に太っている、太ってきた
☐ 生活リズムが整っていない
☐ 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている）
☐ 予防接種を受けていない
☐ 虫歯が多い
☐
☐

② 教育を受ける権利

☐ 欠席が多い、不登校 ★
☐ 遅刻や早退が多い ★
☐ 保健室で過ごしていることが多い ★
☐ 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある★
(その他の気になる点)
☐ 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い
☐ 学力が低下している
☐ 宿題や持ち物の忘れ物が多い
☐ 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
☐ 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない
☐ お弁当を持ってこない、コンビニ等で買った弁当やおにぎりを持っていくことが多い
☐ 部活に入っていない、休みが多い
☐ 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
☐ 校納金が遅れる、未払い
☐ クラスメイトとのかわりが強い、ひとりであることが多い
☐ 高校に在籍していない

③ 子どもらしく過ごせる権利

☐ 幼稚園や保育園に通園していない ★
☐ 生活のために（家庭の事情により）就職している ★
☐ 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている ★
☐ 家族の介助をしている姿を見かけることがある ★
☐ 家族の付き添いをしていてる姿を見かけることがある ★
☐ 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける ★
(その他の気になる点)
☐ 子どもだけの姿をよく見かける
☐ 年端と比べて情緒的成熟度が高い
☐ 子どもと遊んでいる姿をあまり見かけない
☐
☐
☐
☐
☐

2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」かの確認

① 家族構成（同居している家族）

☐ 母親 ☐ 父親
☐ 祖母 ☐ 祖父
☐ きょうだい () 人 ☐ その他 ()
☐ 特にいない

② サポートが必要な家族の有無とその状況

☐ 高齢 ☐ 幼いきょうだいが多い
☐ 障害がある ☐ 親が多忙
☐ 疾病がある ☐ 経済的に苦しい
☐ 精神疾患（疑い含む）がある ☐ 生活能力・養育力が低い
☐ 日本語が不自由 ☐ その他 ()

③ 子どもが行っている家族等へのサポートの内容

☐ 特にしていない
☐ 身体的な介護
☐ 情緒的な支援※
☐ きょうだいの世話
☐ 家事
☐ 通訳（日本語・手話）
☐ 生活費の援助
☐ 通院や外出時の同行
☐ 金銭管理や事務手続き
☐ 服薬管理・投与
☐ その他 ()

※ 情緒的な支援とは 精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、
自費企画などの話を聞かされるなど、子どもによって重大に負担になることなどを含みます

3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認

① 子どもがサポートしている相手

☐ 母親 ☐ 父親
☐ 祖母 ☐ 祖父
☐ きょうだい ☐ 家族全体
☐ その他 ()

② 子ども自身がサポートに費やしている時間

1日 時間 程度

③ 家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか

☐ いる → 誰か：
☐ いない

4. 子ども本人の認識や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認

① 子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか

☐ 認識している
☐ 認識していない

② 家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか

☐ 話せている → 誰に：
☐ 話せていない

③ 子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか

☐ いる → 誰か：
☐ いない

④ 子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）

ヤングケアラー支援に向けた連携会議設置要領

1 目的

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家事や家族の介護・世話をすることで、守られるべき子ども自身の権利を侵害され、自らの育ちや教育に及ぼす影響が課題となっている。しかし、認知度が低く、本人や家族に支援が必要である自覚が無いなどの理由から、支援が必要であっても表面化しにくい状況にある。

ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげる具体的施策を検討するため、関係機関による連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

2 検討事項

- (1) ヤングケアラーの早期発見に関すること
- (2) ヤングケアラーや家族等への支援策に関すること
- (3) ヤングケアラーの認知度の向上、理解促進に関すること
- (4) その他ヤングケアラー支援に必要な事項

3 運営

- (1) 連携会議の構成メンバーは、別紙のとおりとし、「2 検討事項」に掲げる各事項に係る検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙構成メンバー以外の関係者等の参加を依頼し、意見を求めることができる。

4 事務局

本連携会議の事務局は、こども・女性局こども家庭課におく。その他、本連携会議の運営等に必要な事項は、構成メンバーに諮って定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年6月3日から運用する。

附則

この要領は、令和4年8月17日から運用する。

附則

この要領は、令和5年2月14日から運用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から運用する。

附則

この要領は、令和6年8月22日から運用する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から運用する。

附則

この要領は、令和８年７月１日から運用する。

ヤングケアラー支援に向けた連携会議 構成メンバー

こども・女性局こども保育課

こども・女性局こども家庭課

こども・女性局教育振興課

福祉保険部地域福祉課

福祉保険部障害福祉課

福祉保険部介護保険課

福祉保険部地域包括支援課

医療政策局疾病対策課

教育委員会事務局教育研究所

**作成：奈良県地域創造部
こども・女性局こども家庭課**

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
TEL：0570-020-262 FAX:0742-27-8107